

空き家の管理・解体促進 支援事業のご案内



千葉市住宅供給公社

安心して事業者へ依頼できます。

1 事業者のご紹介

千葉市入札参加資格者のうち、当公社と「樹木剪定」「草刈り」「家財処分」「建物解体」等に関する業務の協定を締結した事業者をご紹介します。

事業者との立ち会いが困難な方へ

2 見積代行業務

相談者に代わり、「現地立ち会い」及び「複数社より見積徴収」を行います。但し有料となります。

建物の解体を望んでいるが、その後のプランが未定である。

3 解体後の活用支援

所有者が申請し公社が活用可能と判断すれば、解体費補助金として10万円を補助し、一定期間公社が駐車場事業を行います。

1 事業者のご紹介

当公社では、千葉市入札参加資格者のうち当業務を希望する事業者と協定を締結し登録及び公表しております。なお登録されている事業者については、公社ホームページに掲載しております。自由に依頼することができます。



千葉市住宅供給公社ホームページに事業者の情報が掲載されています。

千葉市 公社 事業者

相談者

ご自身で直接業務を事業者へご依頼下さい。

事業者



建物解体業者



草刈・樹木剪定業者



建物清掃業者



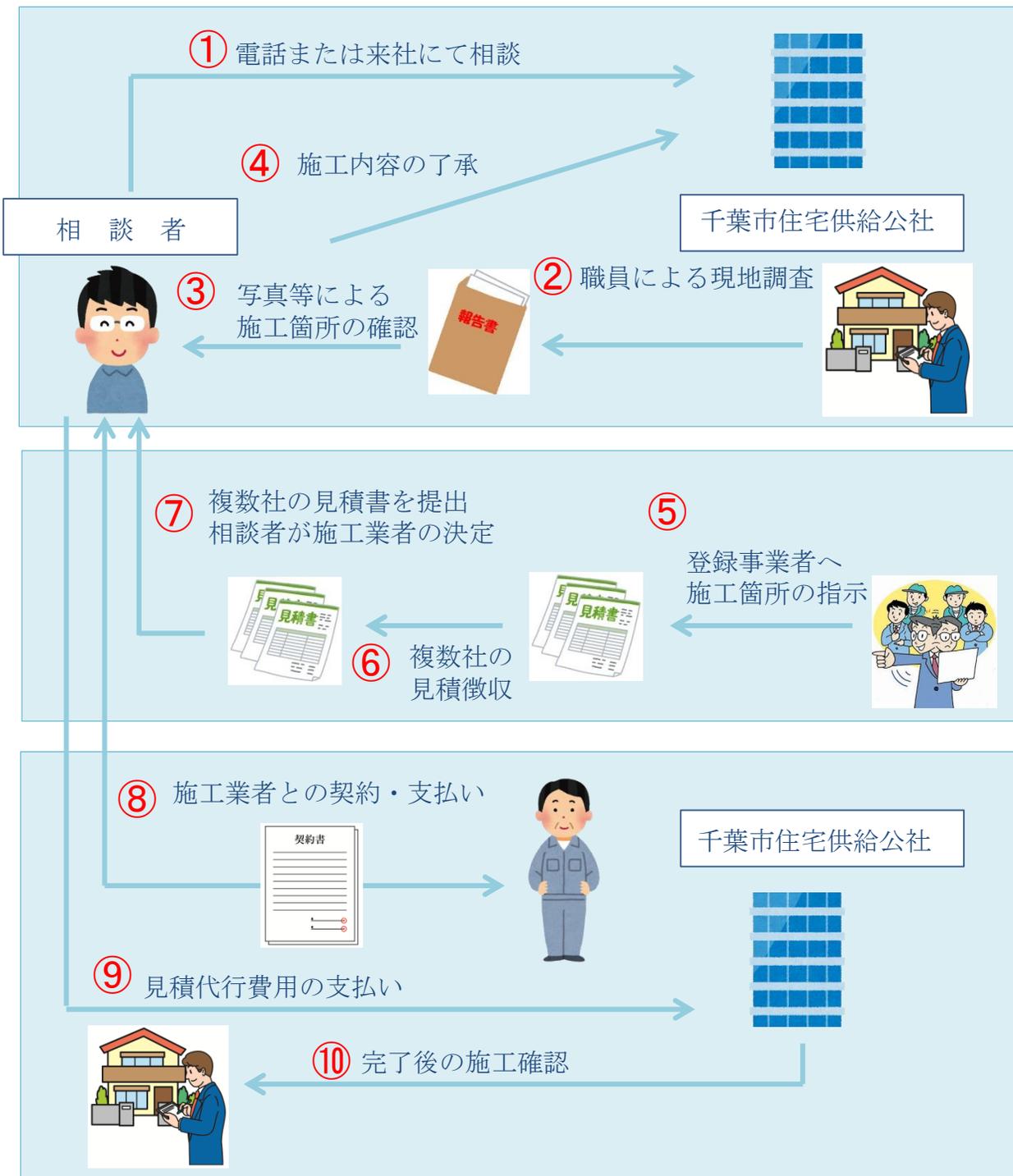
家財処分業者

※インターネット環境が無い方は、公社までご連絡下さい。
(TEL : 043-245-7527)

2 見積代行業務

お忙しい方や登録事業者へ直接依頼することに不安がある方などは、公社が有料で見積代行を行います。

2-1. 業務の流れについて



2-2. 見積代行に係わる料金(税込)について

見積代行に係わる料金は、下記のとおりです。なお所有者の現地確認が可能な場合は、料金設定が異なります。

	所有者の現地立ち会い	
	無し	有り
草刈 ・ 樹木剪定	右記料金 + 6,600円	3,300円 ~ 18,700円
解体	30,800円	24,200円
家財処分等	家財処分業務につきましては、貴重品等の紛失事故防止のため現地立ち会いは、必須となります。	24,200円
上記2項目以上同時に依頼した場合の最大料金	36,300円	29,700円

(注1) 請負金額の16.5%を見積代行料金とします。ただし18,700円(立ち会い無しの場合は25,300円)を上限額とします。
(注2) 立ち会い無しの場合は、請負金額の16.5%に6,600円を加えた額を見積代行料金とします。

2-3. キャンセル料金(税込)について

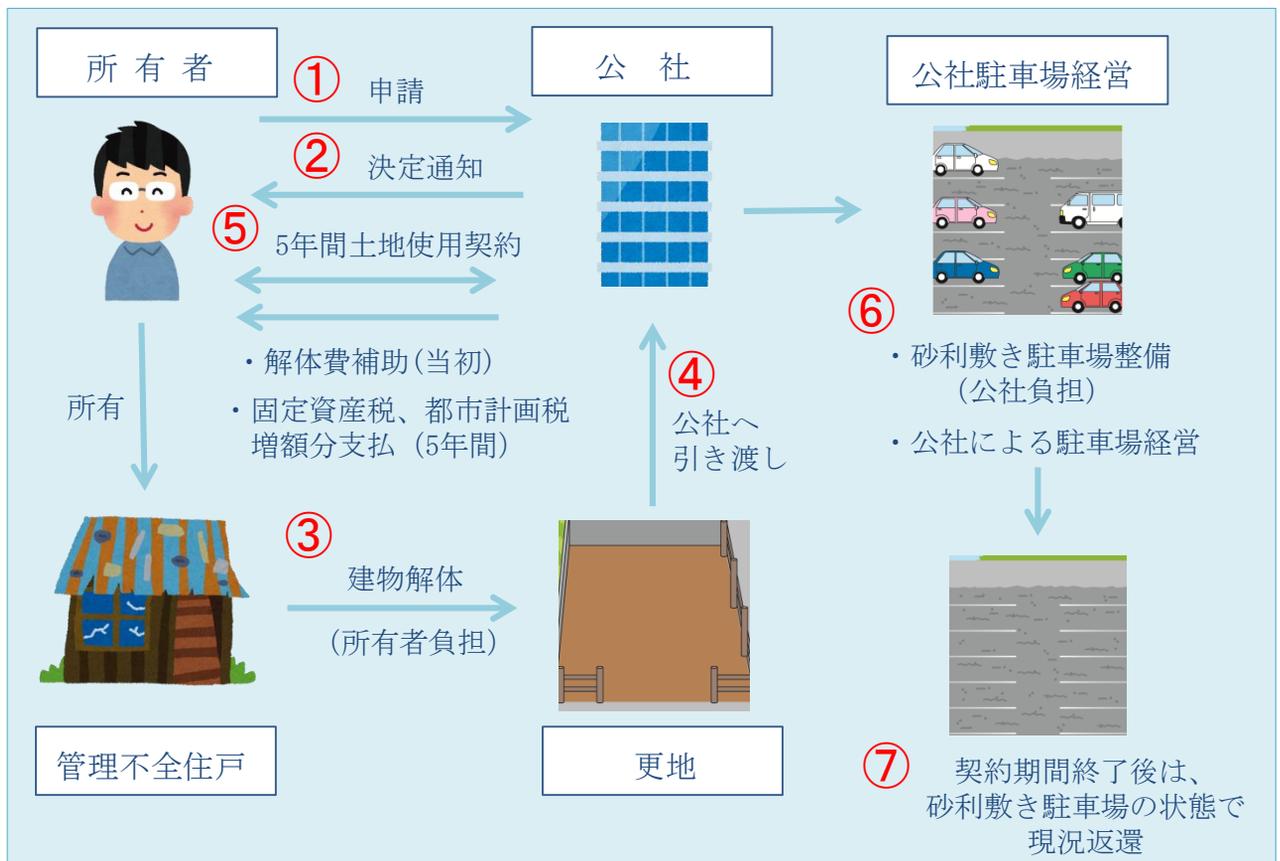
職員の現地確認後の キャンセル料金	3,300円
----------------------	--------

3 解体後の活用支援

3-1. 借上型の内容

公社が解体費10万円を所有者へ補助し、解体後の税負担増額を土地借上で軽減し、5年間駐車場として公社が活用します。

- ◆ 解体費の**10万円**補助が受けられます！！
- ◆ **現在の税負担額**で、管理不全からの不安から解消され、長期的にライフプランが検討ができます！！
- ◆ 公社が土地を借り上げるため、駐車場経営の心配はありません！！



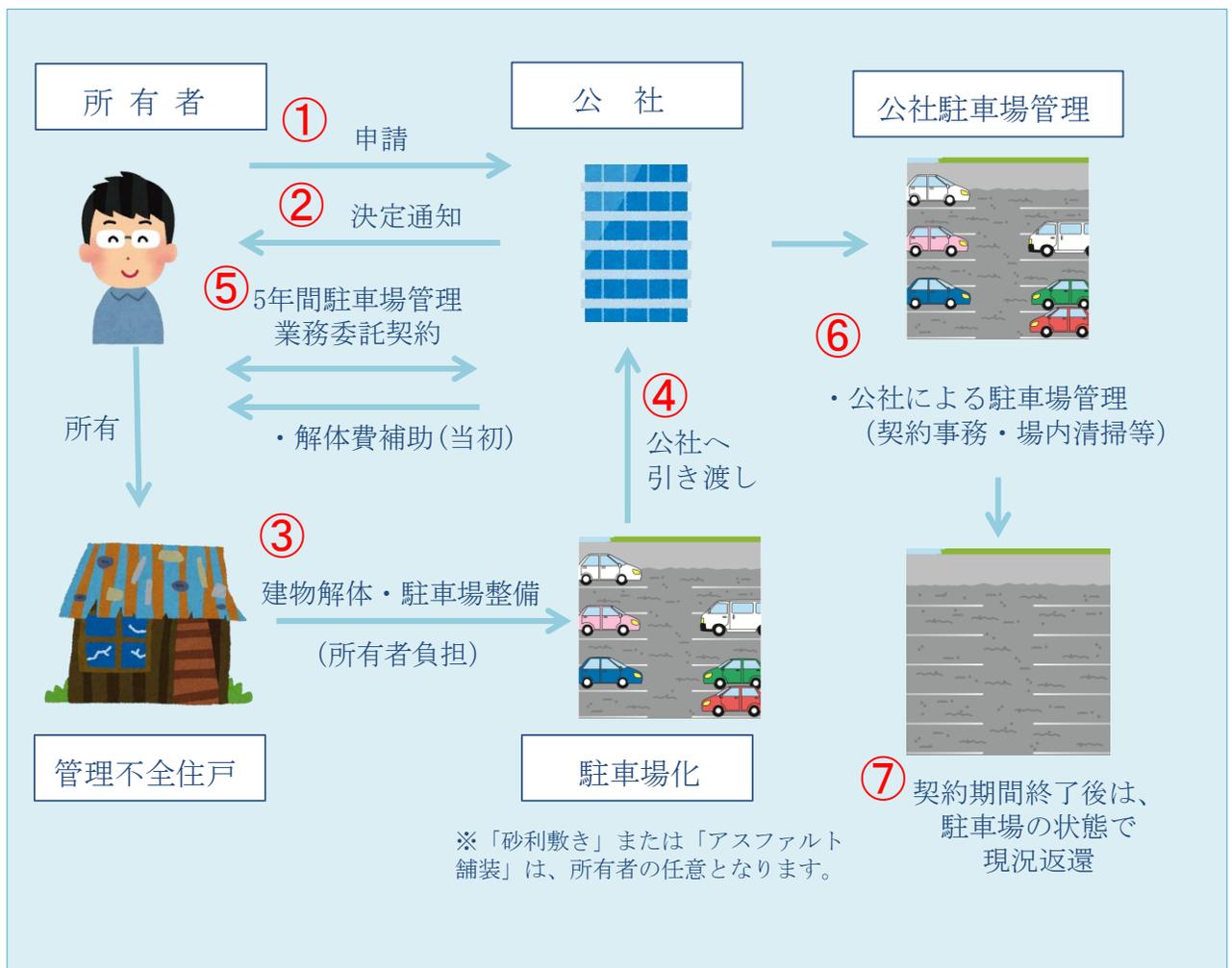
【 注意事項 】

駐車場の売り上げについては、公社の収益となります。**なお、その収益から土地使用料（固定資産税・都市計画税の増額分）をお支払いします。**

3-2. 管理支援型の内容

所有者の方が駐車場収益を望む場合は、公社が解体費10万円を補助します。ただし5年間の駐車場管理業務委託契約を締結していただきます。

- ◆ 解体費の**10万円**補助が受けられます！！
- ◆ 公社が駐車場管理を行うため、建物所有者のお手を煩わせません！！
- ◆ 駐車場収益が得られます！！



【 注意事項 】

駐車場の売り上げについては、所有者の収益となりますが、公社に管理手数料をお支払いいただきます。**なお駐車場の売り上げにより収益が赤字となる場合があります。**

3-3. 審査要件等について

当業務については、「駐車場に適した土地形態・周辺環境」、「所有者に関する事項」などの審査があります。

3-4. 契約期間内の途中解約について

土地の売買等の決定により、途中解約を希望される場合は、残契約月数に応じて、違約金が発生します。なお返還時は、駐車場の状態で現況返還となります。

借り上げ型

公社が補助した解体費補助及び初期に投資した駐車場整備費用を下記のとおり返還していただきます。

$$\{ (10 \text{万円 (解体費補助)} + \text{駐車場整備費用}) \div 60 \text{ヶ月} \} \\ \times \text{残契約月数}$$

管理支援型

公社が補助した解体費補助額を下記のとおり返還していただきます。
(10万円 (解体費補助) \div 60ヶ月) \times 残契約月数

【お問い合わせ】

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市住宅供給公社 業務グループ 事業班
(土日祝日を除く9:00～17:00)

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です。
(千葉中央コミュニティセンターの駐車場は有料です)

電話 : 043-245-7527 FAX 043-245-7517

mail : jigyou@cjkk.or.jp

